

令和9年度 水戸市地域おこし協力隊（水戸の魅力発信コンテンツクリエイター）募集要領

1 募集の趣旨

将来にわたって都市の活力を維持し、発展させていくためには、まちに多くの人が集い、様々なにぎわいや交流を創出し、地域経済を活性化させていくことが重要です。

にぎわいや交流の指標となる交流人口は、観光交流人口が2017（平成29）年に約397万人となり、高い水準で推移してきましたが、2020（令和2）年は、新型コロナウイルス感染症の影響により約143万人と大幅に減少しました。

交流人口の回復に向けては、偕楽園や千波湖、弘道館・水戸城跡周辺地区、Mitori0、プロスポーツチームなど、水戸が誇る自然や歴史、文化、スポーツ等の様々な地域資源の魅力を効果的に発信していく必要があります。

そのような中、現代社会においては、スマートフォンをはじめとしたデジタルデバイスの急速な普及により、情報の入手方法が著しく多様化しており、情報を埋もれさせずに伝えるには、トレンドやターゲットを意識した発信が不可欠です。

本市では、これまでに、各種SNSや動画等を活用した発信に努めておりましたが、今後、様々な方に水戸の魅力をより一層伝え、多くの人が集う活力あるまちとするために、これまでにない視点や手法によりシティプロモーションを推進する必要があることから、その役割を担う「水戸市地域おこし協力隊（水戸の魅力発信コンテンツクリエイター）」を募集します。

2 業務内容

来訪者増加、にぎわい創出の一助となるよう、市外の方々に向けて水戸の魅力を発信し、本市のイメージアップに取り組んでいただきます。

(1) 協力隊ならではの視点による水戸の魅力の発信

取材を通して水戸に関わる人や物に触れ、協力隊ならではの視点で水戸の魅力を発信していただきます。

取材した様々な水戸の魅力を、水戸市シティプロモーションサイト「Kimi to Mito（きみとみと）」や市公式SNS等のメディアにおいて、記事や写真、動画を用いながら発信していただきます。

(2) 市内ロケ地及びロケ作品のPR

水戸市が実施しているフィルムコミッション推進事業において支援したロケ作品や、市内のロケ地をPRしていただきます。

(3) その他

ア 地域おこし協力隊関係研修への参加や年に一度の活動報告発表等

イ その他、市の魅力発信や課題解決につながる活動等

※ 各業務は、市担当者と定期的に打合せの場を設け、協力隊の意向も踏まえて実施していきます。

3 募集対象者

次の各号に掲げるすべての要件を満たす方

- (1) 令和9年4月1日時点で18歳以上の方

(2) 次のア、イ、ウ、エ、オのいずれか及びカの要件を満たす方

ア 現在、「3大都市圏」(※1)のうち、「条件不利区域」(※2)以外の区域にお住まいで、住民登録のある方

イ 現在、政令指定都市のうち、「条件不利区域」(※2)以外の区域にお住まいで、住民登録のある方

ウ 水戸市以外の地方自治体において地域おこし協力隊として2年以上の経験があり、かつ、解雇から1年以内の方

エ 水戸市以外の地方自治体においてJETプログラム参加者として2年以上の活動歴があり、かつ、JETプログラム終了から1年以内の方

オ 海外に居住し、又は在留し、いずれの市町村(特別区を含む。)の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項の規定により作成する住民基本台帳をいう。)にも記録されていない者

カ 任用後、任用期間を通して水戸市に住民登録し、生活の拠点を置くことができる方(※3)

※1 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県のうち、平成17年度と平成27年度の国勢調査結果を比較した場合に、人口減少率が11パーセント未満の市町村をいう。

※2 「条件不利区域」とは、次のいずれかに該当する区域をいう。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)

- ・第2条第1項に規定する過疎地域
- ・法施行令附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村の全ての区域
- ・法施行令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域

②山村振興法(昭和40年法律第64号)

- ・第7条第1項の規定により指定された振興山村

③離島振興法(昭和28年法律第72号)

- ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域

④半島振興法(昭和60年法律第63号)

- ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域

⑤小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)

- ・第4条第1項に規定する小笠原諸島

※3 住民票の異動は、任用後おおむね1週間以内に行うこととするが、任用前に生活基盤を整えておく必要がある場合には、社会通念上合理的と認められる期間に限り、任用前に住民票を異動しても差し支えない。

※4 ご自身が上記に該当するかどうかご不明な場合はお問い合わせください。

(3) 心身ともに健康で誠実に職務を行える方

(4) 地域の住民とコミュニケーションを図り、地域活性化に向けて積極的に活動ができる方

(5) 普通自動車運転免許を有しており、実際に運転できる方又は任用するまでに普通自動車運転免

許を取得する見込みの方

- (6) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール対応等）やインターネット、SNS 等の知識を有し、容易に活用できる方
- (7) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も水戸市に定住するとともに、起業や就業等をする意欲のある方
- (8) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 成年被後見人又は成年被保佐人
 - イ 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方

4 任用形態

会計年度任用職員（みとの魅力発信課所属）

5 募集人員

1 名

6 任用期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

- ※ 次年度以降の任用については、各年度終了時に活動状況や実績、本人の意向を勘案し、最長 3 年まで延長します。

7 勤務地

茨城県水戸市内

- ※ 基本的には水戸市役所みとの魅力発信課における勤務となりますが、業務の都合上、関係団体や市内事業者等における活動もあります。
- ※ 業務において移動が必要な際には、基本的に水戸市所有の公用車を使用します。

8 勤務時間

原則午前 8 時 30 分～午後 5 時（うち 1 時間休憩）、月～金曜日の週 5 勤務

- ※ 週あたりの勤務時間を 37 時間 30 分とし、上記時間外又は土・日曜日に勤務した場合は、その範囲内で調整します。
- ※ 祝日、年末年始（12/29～1/3）は基本的に休日となりますが、勤務した場合は週内でその分の勤務時間を調整します。

9 報酬等

報酬や社会保険等の条件は次の各号に掲げるとおりです。その他の条件は、水戸市会計年度任用職員関係規程の定めによります。

- (1) 報酬（目安） 月額：206,500 円～
賞与：480,112 円～（6・12 月）

- ※ 上記報酬額は令和8年4月時点の規定により計算しているため、給与改定等により変動する場合があります。
- ※ 初年度6月の賞与は期間率を踏まえ、3割程度の支給となります。
- (2) 手当 通勤手当：勤務地への通勤距離及び通勤手段に応じて支給
- (3) 支給日 当月21日払い
- ※ 支給日が土・日曜日又は祝日となる場合は、直前の金融機関営業日
- (4) 休暇 年次有給休暇：1年間に最大で20日付与
特別休暇：夏季休暇、忌引休暇 等
- (5) 社会保険等 茨城県市町村職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険、公務災害の適用
- ※ 加入条件を満たす場合に限りです。
- (6) 住宅補助 基本的に、市が住宅を借り上げ、無償貸与します。
- ※ 借り上げる住宅は、活動費における住居費用の割合を踏まえ、採用後、業務開始までに相談しながら決定します。
- ※ 入退去にかかる費用や光熱費、町内会費等については自己負担となります。
- (7) その他 任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。
- ・サービスの宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・信頼失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務
 - ・政治的行為の制限等 ・争議行為の禁止
- なお、業務に支障がない範囲での兼業は可能です。
- ※ 兼業には、任命権者の許可が必要となります。

10 募集期間

令和8年6月22日（月）～9月30日（水）

11 選考の流れ

(1) 応募

募集期間中に、「12 問い合わせ先及び応募先」に記載の住所へ郵送又は持参するか、応募フォームから応募してください。

※ 持参の場合、平日8:30～17:15が受付時間となります。

【提出書類】

ア 水戸市地域おこし協力隊（水戸の魅力発信コンテンツクリエイター）応募用紙（別記様式1）

イ 水戸市地域おこし協力隊（水戸の魅力発信コンテンツクリエイター）活動目標レポート（別記様式2）

ウ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

エ 普通自動車運転免許証の写し（任用するまでに普通自動車運転免許を取得する見込みの方については、自動車教習所等へ通うことを証する書類の写し）

(2) 第一次選考【書類審査】(10 月中旬予定)

提出書類を審査し、応募要件の適否を決定します。審査結果については全員に、第二次選考の日時等の詳細については合格者にのみ文書で通知します。

(3) 第二次選考【対面面接】(11 月中旬予定)

第一次選考に合格した方のみ、本市での面接による第二次選考を実施します。審査結果については全員に文書又は電話等で通知します。

※ 提出していただいたすべての書類は返却いたしません。

※ 応募及び選考に係る経費（郵送料、交通費等）は、応募者の負担になります。

12 問い合わせ先及び応募先

〒310-8610 茨城県水戸市中央 1-4-1 水戸市市長公室みとの魅力発信課イメージアップ係

TEL : 029-291-3614

FAX : 029-224-5188

問い合わせフォーム URL :

https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=89791

応募フォーム URL :

https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=89803